

## 河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会（第1回）

開催日時：平成29年2月15日（水） 14：00～15：00

開催場所：群馬県庁29階 294会議室

委員：市町村 副市町村長（内31市町村出席 代理含む）、  
群馬県 県土整備部 技監、危機管理室長、12 土木事務所長（代理含む）

アドバイザー：国土交通省、気象庁、独立行政法人 水資源機構

配布資料：・次第

- ・出席者名簿
- ・座席表
- ・河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 設立趣旨（資料－1）
- ・河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会 規約（案）（資料－2）
- ・第1回 河川氾濫に関する群馬県減災対策協議会説明資料（資料－3）

議事要旨：

### 1. 開 会

○事務局

### 2. 挨拶

○会 長（県土整備部 技監）

近年発生している大水害を背景として「施設では守り切れない大洪水は必ず発生する」との考えに立ち、社会全体で洪水に備える「水防災意識社会 再構築ビジョン」が国土交通省により策定され、減災に向けた取り組みが進められており、本県においても県下全市町村を対象にした減災対策協議会を設立し水害リスクの軽減を図り、県民の尊い命や財産が確実に守られるよう、本協議会を有効な検討の場となることをお願い申しあげる。

### 3. 協議会の設立趣旨、規約について

（説明）

○事務局

資料－1、資料－2をもとに本協議会の設立趣旨、規約（案）について説明

（質疑）

○アドバイザー：前橋地方気象台

規約案の第5条に「機関を招聘」とあるが、「機関の職員を招聘」という理解でよいか。

○事務局

表現が不十分だったので、指摘のとおり、規約(案)第5条の一文を「機関」から「機関の職員」に修正したい。

➤ 設立趣旨、修正した規約（案）について了承を得た。

#### 4. 議 事

(説明)

○事務局

資料－ 3 により下記事項について説明

- (1) 洪水時の河川情報について
- (2) 協議会の進め方
- (3) 群馬県の取り組み
- (4) 減災に向けた取り組み
- (5) 今後の協議とスケジュール

(質疑)

- 特に意見等なしのため、本協議会の方針・取り組み等について了承を得た。

以 上